

**令和4年度 認可保育園・認定こども園（保育園部）
新規入園申込 必要書類一覧（2号・3号認定用）**

番号	書類 確認欄	書類名	備考
1		教育・保育支給認定(現況)申請書 兼 入所（利用調整）申込書	世帯の現況を記入してください。 住民登録上別世帯（世帯分離）であっても、実態として同居であれば、祖 父母等も 必ず 記入してください。記入していない場合、虚偽申請とみなす 場合があります。 ※この書類のみ申込児童の人数分が必要です。 （兄弟姉妹同時入園の場合、2枚以上必要です）
2		同意書 兼 誓約書	施設利用にあたっての同意および誓約事項です。
3		個人番号届出書 兼 確認同意書	同居の世帯員全員を記入してください。 ※本書類を提出することで、保護者が他市町村役場から取り寄せが必要な 情報の取得を省略できる場合があります。（例：所得課税証明など）
4		児童情報連絡票	児童の情報を記入してください。
5		就労証明書 （または職業訓練校等の在学証明書）	申請者（保護者）及び配偶者の分が必要ですので、職場の雇用主に記入し てもらってください。自営の方はご自身で記入し、就労証明書と合わせて 確定申告書の写しの提出もしくは、民生委員・児童委員または事業取引相 手の署名が必要です。
☆		確定申告書 令和3年分 （確定申告書B 第一表の写し） ※～令和4年3月15日までに別途提出	「自営業の方」または「雇用主から源泉徴収票が発行されていない方」 は、収入の大小に係らず 必ず 確定申告を行い、申告書の写しを添付してく ださい。就労によって収入を得ている証明となります。 （収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせな い場合があります。）
6		申立書	同居親族がいる場合など、この書類が必要です。就労及び就労以外のこと をしている（求職中含む）など、「同居親族全員が自宅で子どもの保育が できない理由」などを詳しく記入してください。
☆		・母子手帳（写し） ・診断書（写し） ・介護保険被保険者証（写し） ・その他、市が提出を求める書類	「6申立書」の内容を証明するために、左記の書類を必ず添付してくださ い。
☆		第2子以降 3歳未満児 保育料免除・助成申請書 ※戸籍謄本の添付必須	申込児童が第2子以降3歳未満児である場合のみ、左記の書類を提出して ください。児童が第2子以降であることの証明のために、戸籍謄本の添付 が必要です。 令和4年度における3歳未満児は、平成31年4月2日以降の出生児を指し ます。

・1～5は、提出が必須である書類です。

・6および☆は、必要に応じて提出すべき書類です

・申し込み時点で臼杵市に住民票がない方は「転入前事前申立書」の提出が必要です。

<重要事項>

・「認定こども園の保育園部」をご希望の場合、事前に園へ入園願書を提出が必要な場合があります。